

質問第一五号

国家公務員法附則第九條による試験に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年一月十九日

参議院議長 佐藤 尚武殿

三
好
始

国家公務員法附則第九條による試験に關する質問主意書

国家公務員法附則第九條に基いて一月十五日行われた公開競争試験は、わが国官吏制度上劃期的な方式を示すものであるが、その試験結果の重要性にかんがみ、左記諸点を明らかにせられんことを要求する。

一、右試験の出題並びに解答方法は、課題に対する解答を、示された解答案中から選出する形式をとつているが、客観的な唯一の正解があり得るかどうか疑問に考えられる。課題によつては主観的にのみ解答し得るものがあり、従つて採点の主観性があると思うが見解を承りたい。

二、もし各問題について、正解が唯一つのみ示され得るとすれば、一月十五日行われた試験の全問題について、その正解が何であるかを示されたい。また、正解が複数あり得るとすれば、それを示されたい。

三、かかる形式によつて行われた試験により、受験者の如何なる能力を判定せんとしたものであるかを明らかにせられたい。